

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、配偶者同行休業の制度を設けることにより、有為な国家公務員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的とすること。（第一条関係）

第二 定義

一 この法律において「職員」とは、第四を除き、一般職に属する国家公務員をいうこと。（第二条第一項関係）

二 この法律にいう「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。（第二条第三項関係）

三 この法律において「配偶者同行休業」とは、職員（常時勤務することを要しない職員等を除く。）が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいうこと。（第二条第四項関係）

第三 配偶者同行休業

一 配偶者同行休業の承認

1 任命権者は、職員が配偶者同行休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、三年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができること。（第三条第一項関係）

2 配偶者同行休業の請求は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならないこと。（第三条第二項関係）

二 配偶者同行休業の期間の延長

配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を請求することができ、当該延長は、特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。（第四条関係）

三 配偶者同行休業の効果

1 配偶者同行休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しないこと。（第五条第一項関係）

2 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しないこと。（第五条第二項関係）

四 配偶者同行休業の承認の失効等

1 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が退職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失うこと。（第六条第一項関係）

2 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったこと等を認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。（第六条第二項関係）

五 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用

1 任命権者は、配偶者同行休業の承認又は配偶者同行休業の期間の延長の請求があつた場合において、当該請求に係る期間（以下「請求期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって

当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができること。この場合において、ロに掲げる任用は、請求期間について一年（配偶者同行休業の期間の延長の請求があつた場合にあつては、当該請求による延長前の配偶者同行休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて一年）を超えて行うことができないこと。（第七条第一項関係）

イ 請求期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

ロ 請求期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、1の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならないこと。（第七条第二項関係）

3 任命権者は、1の規定により任期を定めて採用された職員の任期が請求期間に満たない場合にあつては、当該請求期間の範囲内において、その任期を更新することができること。（第七条第三項関係）

4 任命権者は、1の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しな

い場合に限り、その任期中、他の官職に任用することができること。（第七条第五項関係）

六 職務復帰後における給与の調整等

1 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができること。（第八条関係）

2 配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法の規定の適用については、その期間を在職期間から除算すること。（第九条関係）

第四 防衛省の職員への準用

防衛省の職員について、この法律の規定を準用すること。（第十一条関係）

第五 その他

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴い、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。